

令和4年度

定例監査及び行政監査報告

(期日：令和5年3月30日)

うるま市監査委員



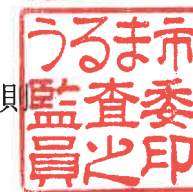
う 監第 3 6 4 0 0 1 号
令和 5 年 3 月 3 0 日

うるま市長 中村 正人 様

うるま市監査委員 沢紙 孝盛



うるま市監査委員 豊濱 光則



うるま市監査委員 佐久田 悟



定例監査及び行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、この結果に基づき又はこの結果を参考として、関係機関において措置を講じたときは、同法同条第 1 4 項の規定により、その旨を通知することになっております。

定例監査及び行政監査の結果に関する報告

第1 監査の対象とした部課等

- 1 総務部 (総務課、管財課)
- 2 企画部 (秘書広報課)
- 3 財務部 (財務政策課、市民税課、資産税課、納税課)
- 4 福祉部 (福祉政策課、保護課、障がい福祉課)
- 5 こども未来部 (こども家庭課、保育こども園課、子育て世代包括支援センター、こども政策課、こども教育保育推進課、こども発達支援課)
- 6 市民生活部 (健康支援課)
- 7 経済産業部 (商工労政課、観光振興課)
- 8 農林水産部 (農政課)
- 9 水道部 (水道総務課、営業課、工務課、下水道課)
- 10 消防本部 (消防総務課、予防課、警防課、具志川消防署、石川消防署、与勝消防署、平安座出張所)
- 11 会計管理者 (会計課)

第2 監査期間及び対象年度

- 1 期間: 令和4年10月1日～令和5年3月17日
- 2 監査の対象年度: 令和3年度。ただし、一部の事務事業に対しては令和2年度及び令和4年度も対象とした。

第3 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性

第4 監査の方法

定例監査及び行政監査は、うるま市監査基準(令和3年監査委員告示第7号)に準拠し、提出された監査資料を、前項の着眼点に基づき証憑突合、分析、質問等の手法により監査を実施した。

第5 監査の結果

監査の結果は、次に指摘する事項のとおりである。なお、軽微な事項については口頭にて指導を行ったので省略する。監査結果に対し改善等の措置を講じたときは、地方自治法(以下「法」という)第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知するものとされている。また同条第11項に基づき、監査委員が特に措置を講ずる必要があると認める事項については、必要な措置を勧告することができるものとされていることから適切に対応していただきたい。

1 全体意見

(1) 施設所管課の業務について

指定管理による公の施設の管理については、「うるま市指定管理者制度運用ガイドライン」に『指定管理者による施設の管理運営及びサービスの提供に関し、市と指定管理者との間で締結した協定書や仕様書に基づき適正かつ確実に履行されているかどうかについて、監視・チェックを行うこと』とされているが、協定書や仕様書と異なる事例が散見されたことから十分な監視・チェックが行われているとは言いがたい。また、委託契約による施設管理については、委託業者の選定について透明性を欠く事例や仕様書の記載内容に不備があり委託業務の履行確認が十分に行えない事例があった。公の施設の管理については、指定管理者によるものであれ委託契約によるものであれ「公の施設の設置者としての責任は市にある」ことを再認識し、施設所管課として関係者に対する適切な指示・監督に努めていただきたい。

(2) 非強制徴収債権の取扱いについて

非強制徴収債権において、滞納者に対する納付交渉が実施されないまま不納欠損処分された事例があった。うるま市債権管理条例第4条は「市長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則等の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めなければならない」と規定している。また、市債権の取り扱いについて「うるま市非強制徴収債権管理マニュアル」が策定されている。非強制徴収債権に携わる職員は、これらの規定等を踏まえ適切な債権管理に努めていただきたい。

(3) 施設等の使用料の減免について

施設等の使用料の減免に関して、「市長が必要と認める場合」を根拠に減免されている事例が散見された。市の「受益者負担の適正化に関する基本方針」(以下「受益者負担基本方針」という。)では、『「市長が特に認めるもの」は、公平性を欠く恐れから市民に不信感を与えるだけで無く一度認めた場合は特権的に再度減免を求められることが考えられるため、原則として規定しない』こととされている。施設等の所管課は、受益者負担基本方針を踏まえ使用料の減免について適切な事務処理に努めていただきたい。

(4) 時間外勤務について

時間外勤務については、令和3年11月に施行された「うるま市職員の時間外勤務手当に関する規程」により職員の健康に配慮した措置に努めているが、依然として一部の部署においてサ

ービス残業が確認された。引き続き同規程の趣旨を踏まえ、時間外勤務の縮減に努めていただきたい。

(5) 備品管理について

備品はないが廃棄手続きがなされていない事例、組織改編による管理の所管換えがあったにもかかわらず事務手続きがなされていない事例等を確認した。これらの事例は令和2年度定例監査結果報告でも指摘しているが、現在も改善されていないことから早急に対処していただきたい。

2 部課別事項

【総務部】

○ 総務課

ア 全体意見(4)を参照。

○ 管財課

ア 全体意見(4)を参照。

イ 全体意見(5)を参照。

ウ 石川土地改良事務連合会が使用する石川庁舎の光熱水費について、全額無償として「行政財産使用料減免決定」がなされているが、受益者負担基本方針によれば、光熱水費等については徴収すべきものとされていることから、当該基本方針に則り適切に対処されたい。

【企画部】

○ 秘書広報課

ア 全体意見(5)を参照。

イ 労働者派遣契約において「契約期間について書面による契約更新しない旨の申し立てがない限り、自動更新する。」と規定されているが、契約に際し予算の裏付けのない自動更新条項を規定することは適正ではない。

【財務部】

○ 財務政策課

ア 全体意見(2)を参照。

○ 納税課

ア 全体意見(5)を参照。

- 市民税課
- ア 全体意見(5)を参照。

- 資産税課
- ア 全体意見(4)を参照。
- イ 全体意見(5)を参照。

【福祉部】

- 福祉政策課
- ア 全体意見(4)を参照。
- イ うるま市補助金制度に関する指針では、「飲食費等、公益事業に直結しない経費については補助対象としない。」とされている。うるま市戦没者遺族会補助金の実績報告において、飲食店の領収書が補助対象経費として報告されていた。当該指針を踏まえ適切に対応されたい。
- ウ 上記イに関連して、うるま市戦没者遺族会補助金交付要綱において、補助金交付先団体が保管する帳簿書類等の保存年限を定める規定がなかった。当該交付要綱で規定する必要がある。

- 保護課 指摘事項なし。

- 障がい福祉課
- ア 全体意見(5)を参照。
- イ 「うるま市障害者相談支援事業委託料」の事業実績報告書を確認したところ、大幅な赤字となっている事例を確認した。原因は委託料の算定に一般管理費が含まれておらず、人件費も適正に積算されていなかったためである。委託料の算定が適切か検証していただきたい。

【こども未来部】

- こども政策課
 - ア 屋慶名児童館防水修繕契約を確認したところ、部長の専決事項であるにもかかわらず、予定価格の設定から検査調書まで課長決裁となっていた。うるま市事務決裁規程に則り、適切に処理していただきたい。
-
- こども家庭課
 - ア 児童扶養手当返納金の債権管理台帳を確認したところ、時効が完成しているにもかかわらず不納欠損処理がなされていなかった。当該債権は非強制徴収公債権にあたり、時効の利益の放棄ができない(※時効の完成後、債務者が納めたいと申し出ても債権者は受け取るこ

とができない)ことから、適切な管理を行っていただきたい。

イ 指定管理を行っている児童館(みどり町児童センター、屋敷名児童館、なかきす児童センター、石川児童館)及びきむたかこどもセンターの5施設について、基本協定書に基づく月次報告書が未徴取となっており、モニタリングも実施されていなかった。施設の最終責任は市にあることから、協定書等に基づく管理運営が適正か確認し、適切に改善指示を行うよう努めていただきたい。

ウ 上記イに関連して、指定管理料の収支決算書を確認したところ、委託料の剰余金について返還が行われていた。年度協定書で精算について規定されているのは修繕費のみであり、委託料剰余金の返還は規定されていない。年度協定書に基づき適切な会計処理を実施していただきたい。

エ 宮城島児童館的機能業務委託契約について、毎月の事業報告を提出させる規定がなかった。定期的に勤務実態等を現場で確認しているとのことであるが、毎月の管理運営が適正か書面で確認し、適切に改善指示を行うよう努めていただきたい。

○ 保育こども園課

ア 全体意見(2)を参照。

○ 子育て世代包括支援センター

ア 若年妊産婦の居場所づくり事業において防犯カメラを購入設置しているが、契約締結起案の決裁手続きが課長のみで処理されており、契約締結の意思決定に透明性がなかった。うるま市事務決裁規程第4条の規定を遵守していただきたい。

○ こども教育保育推進課

ア あげなこども園(分園)のテラス修繕契約を確認したところ、部長の専決事項であるにもかかわらず、予定価格の設定から検査調書まで課長決裁となっていた。うるま市事務決裁規程に則り、適切に処理していただきたい。

○ こども発達支援課 指摘事項なし。

【市民生活部】

○ 健康支援課

ア がん検診リーフレット印刷業務を随意契約として3社へ執行伺い及び見積依頼をしているが、提出期限を超過した1社に対して電話で催促していた。この場合、本来なら辞退とする取り扱いをすべきである。

イ 津堅歯科診療業務委託について、一月当たり4回、年間48回の診療業務として毎月定額を支払う契約となっている。月次報告書を確認したところ、新型コロナウイルス感染防止対策もあり1年

間の実績は18回しかなかったが、48回分の委託料が支払われていた。単価契約とし、実績に基づく支払をすべきである。

【経済産業部】

○ 商工労政課

ア 全体意見(4)を参照。

イ 全体意見(5)を参照。

ウ じんぶん館201・203号室空調修繕業務の契約額について、見積額より高い金額で契約を締結していた。うるま市契約規則第3条において、「契約担当者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、市に不利益な契約を締結しないようにしなければならない。」と規定されており、適正に処理する必要がある。

エ 石川地域活性化センター舞天館(以下「舞天館」という。)の使用料について、条例と異なる使用料金の算定及び消費税の二重計上を確認した。指定管理から市直営とした際に、指定管理者の利用料金表が誤っているにもかかわらず確認を怠りそのまま利用したこと、消費税の取り扱いが条例では外税、条例施行規則は内税となっており誤りやすい規定となっていたためである。消費税の規定については統一していただきたい。

オ 舞天館の使用許可書で算定された料金と市に収納された金額の突合ができなかった。その原因は公金の収納事務を委託しているが、会計規則第36条第3項に基づく収納計算書の確認を怠っており、許可後の冷房利用の有無等による料金の変更が確認されていなかったためである。当該収納事務の改善を求める。

カ 舞天館施設管理業務委託について勤務実績表及び機械警備日誌で勤務実態を検証したところ、仕様書で規定された勤務時間に勤務したかどうか確認できない事例があった。毎月の業務報告はタイムカードのコピーなど実態を確認できる書類を提出させる必要がある。

キ うるま市商工会補助金交付要綱において、補助金交付先団体が管理する文書の保存年限が定められておらず、実績報告書の提出期限も4月末までとなっている。規定内容が不十分であることから、当該要綱の見直しを求める。

○ 観光振興課

ア 全体意見(4)を参照。

イ 石川多目的ドーム使用料減免一件書類を確認したところ、減免全8件のうち7件は、うるま市石川多目的ドームの設置及び管理に関する(以下「多目的ドーム」という。)条例施行規則第6条第1項第4号の「市長が必要と認める場合」を減免の根拠としていた。当該減免の実態は、事業者の営利活動の一環となっており、多目的ドーム条例第6条で規定されている「市長が公益上、必要があると認めた場合」には該当しない。よって、当該減免の適用は根拠がなく不適切である。

ウ 上記イに関連して、受益者負担基本方針において、「市長が必要と認める場合」については

公平性を欠く恐れがあるため原則として設定しないこととされており、当該基本方針に則り適切に対応されたい。

- エ 公募型プロポーザルにより、観光防災LED大型ビジョン設置業務を委託しているが、2回の変更契約締結の際、請負比率が乗じられていなかった。土木工事積算基準において標準積算基準がない工種についても参考見積書を徴収し、変更後の工事価格に請負比率を乗じることとされていることから、適切に取り扱う必要があった。
- オ 「主要地方道伊計平良川線ロードパーク(以下「ロードパーク」という。)施設維持管理業務委託」の月次報告書を確認したところ、出退勤時間及び人数が報告されておらず、担当課は書面での提出を求めているなかった。管理事務には、ロードパーク及び案内所に関する問い合わせ対応も含まれており、不在によりサービスが低下していないか確認するためにも、毎月の業務報告はタイムカードのコピーなど実態を確認できる書類を提出させる必要がある。
- カ ロードパーク施設維持管理業務委託の年間業務報告に会計報告が添付されていなかった。業務委託に軽微な修繕も含まれており、修繕の不履行が不当な利益とならないよう修繕費用の一覧を提出させ確認する必要がある。
- キ うるま市観光物産協会補助金の実績報告書を確認したところ、補助金対象経費に「租税公課(法人税等)」が含まれていた。うるま市補助金制度に関する指針では、「飲食費等、公益事業に直結しない経費については補助対象としない。」とされており、当該要綱の改正を求める。
- ク 準公金として管理する「島アートプロジェクト事業」及び「あやはし海中ロードレース大会」の証憑書類を確認したところ、うるま市準公金取扱規程第8条第1項第2号に基づく伝票が作成されておらず、決裁権者の承認がなされたか不明であった。当該規程の遵守を求める。

【農林水産部】

○ 農政課

ア 全体意見(5)を参照。

イ 令和3年5月に市長名で提出された「令和2年度定例監査の結果に関する改善措置について」のうるま市優良山羊生産拡大事業の指摘事項について、「管理台帳の作成及び同要綱に基づき、優良山羊貸付契約書の適正な管理を含め業務の改善を行います。また、山羊生産組合と連携し、令和3年12月をめどに作成いたします。」と監査委員へ報告しているが、実地監査の結果、着手されていない理由について報告を求める。

ウ 準公金として管理する「うるま市地域耕作放棄地対策協議会」など計4件の証憑書類を確認したところ、うるま市準公金取扱規程第8条第1項第2号に基づく伝票が作成されておらず、決裁権者の承認がなされたか不明であった。当該規程の遵守を求める。

【水道部】

○ 水道総務課 指摘事項なし。

○ 工務課

ア 全体意見(4)を参照。

○ 営業課

ア 令和3年度うるま市水道事業量水器検針業務委託契約(法人)を確認したところ、予定価格の設定日と契約締結日が同一の日付となっていた。契約事務手続きは細心の注意を払い適正に処理していただきたい。

○ 下水道課 指摘事項なし。

【その他】

○ 消防本部

ア うるま市幼年少年女性防火委員会事業運営補助金交付要綱について、補助対象経費が規定されておらず、実績報告書の提出期限も4月末までとなっている。規定内容が不十分であることから、当該要綱の見直しを求める。

○ 会計課

ア うるま市会計規則第19条第3項において、「随時の収入で納入の通知を必要としないものについては、当該収入が収納されたときに、直ちに調定をしなければならない。」と規定されているが、延長保育料など月1回の調定が見受けられた。収納された金額が少額であることや指定金融機関等への支払い時間の確保が難しいとのことであった。同様な取り扱いをしている収納金についてその実態を確認したうえで、会計規則の改正も含め適法かつ効率的な事務処理について検討されたい。